

ニューヨーク州の自主隔離期間に関する新たなガイドライン

12月29日、ニューヨーク州は、新型コロナウイルスの濃厚接触者等に求められる自主隔離期間について新たなガイドラインを発出し、体調のモニタリングを継続すること等を条件として、従来の「14日間」の自主隔離期間を「10日間」に短縮することを発表しました。また、同ガイドラインは、移動勧告に定められた、NY州外から同州へ移動する者に求められる自主隔離期間にも適用されます。

・ 記者発表資料：<https://www.governor.ny.gov/news/governor-cuomo-announces-updated-quarantine-guidelines-align-cdc-recommendations>

・ ガイドライン：
<https://coronavirus.health.ny.gov/system/files/documents/2020/12/covid19-health-advisory-updated-quarantine-guidance-12.26.20.pdf>

・ 移動勧告のウェブサイト：<https://coronavirus.health.ny.gov/covid-19-travel-advisory>

これは、12月4日付領事メール「新型コロナウイルス関連情報【CDCによる自主隔離期間についての指針改定】」で記載した、米国疾病予防管理センター（CDC）が、新型コロナウイルス感染症に関する自主隔離期間の指針について、従来の「14日間」から「10日間」に短縮したことに合わせた措置となっています。

（参考：12月4日付領事メール新型コロナウイルス関連情報）

<https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/files/100123075.pdf>

- 本お知らせは、安全対策に関する情報を含むため、在留届への電子アドレス登録者、「緊急メール／総領事館からのお知らせ」登録者、外務省海外旅行登録「たびレジ」登録者に配信しています（本お知らせに関しては、配信停止を承れませんのでご了承願います。）。
- 本お知らせは、ご本人にとどまらず、家族内、組織内で共有いただくとともにお知らせの方にもお伝えいただきますようご協力のほどよろしくお願いいたします。
- 在留届、帰国・転出等の届出を励行願います。緊急時の安否確認を当館から行うために必要です。

以下のURLをご参照ください。

<http://www.ny.us.emb-japan.go.jp/jp/b/02.html>

■ 在ニューヨーク日本国総領事館

299 Park Avenue、 18th Floor、 New York、 NY 10171

TEL: (212)-371-8222

HP: <http://www.ny.us.emb-japan.go.jp/jp/html/>

facebook: <https://www.facebook.com/JapanConsNY/>
